最終更新日：2015年10月16日
マックス株式会社
代表取締役社長　川村　八郎
問合せ先：主幹執行役員　浅見　泰
証券コード：6454
http://www.max-ltd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では「顧客を知る、現場を知る経営に徹する。ガラス張りの経営に徹する。全員参画の経営に徹する。成果配分の経営に徹する。」という経営基本姿勢の基に、事業のさらなる成長を実現し、企業価値の向上を目指しております。
この企業価値を維持増大するために、顧客主義を徹底して、時代を先取りし、事業領域・業務領域の変化と拡大に向かって取組むことを、経営上の最も重要な課題と位置づけております。

コーポレート・ガバナンスについて、当社は監査役制度を採用しております。監査役会の構成員として、複数名の社外監査役を置き、グループ経営の職務執行状況の監督・管理を適切に行えるようにしております。
また、当社は執行役員制度を導入し、取締役会を経営方針・戦略の意思決定機関および職務執行の監督機関と位置づけ、取締役員数の適正化を図り、充分かつ活発な論議と、迅速かつ的確な意思決定を行うようにしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則２－５－１．内部通報に係る体制整備】
当社では内部通報に係る窓口は内部監査室が行っており、監査役会との連携を速やかに行うことを社内規定としており、今のところ制度としては十分機能している体制であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
当社は政策保有株式を保有しておりますが、これは中長期的な企業価値向上に向け、当社にとって有益かどうかの視点で判断しております。これらの政策保有株式の保有の妥当性に関しましては、毎年取締役会で論議し、見直しを図ってまいります。
政策保有株式に係る議決権の行使基準につきましては、極端に業績が悪化し評価額及びリターンの悪化が見られる銘柄や、当社の利益が害される可能性のある議案については、まずは対話から始め、慎重に賛否の判断をいたします。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は取締役会規定において、取締役と会社との間の取引について承認を要する条項を設けております。主要株主等との取引内容については取締役会が把握・承認を行い、会社及び株主共同の利益が害されることを防止してまいります。

【原則３－１．情報開示の充実】
(1)当社は、当社における普遍的な価値観を全従業員で共有するために「社是」を設けております。また、社是の精神を中長期的に事業活動に生かしていくために、「経営基本姿勢」を定め、ホームページ及び各種外部媒体へ公表しております。更に事業活動をより具体的に進めていくための指針として、年度ごとに「経営方針」を定めて公表しております。
(2)当社では「経営基本姿勢」の基に、事業のさらなる成長を実現し、企業価値の向上を目指しております。この企業価値を維持増大するために、お客様第一主義を徹底して時代を先取りし、事業領域・業務領域の変化と拡大に向かって取組むことを、経営上の最も重要な課題と位置付けております。コーポレートガバナンスについて、当社は監査役設置会社制度を採用しておりますが、平成27年6月26日の第84回定時株主総会において、複数人の社外監査役に加え社外取締役1名体制とし、グループ経営の職務執行状況の監督・管理を適切に行える体制を強化しております。
(3)役員報酬については、第60回定時株主総会で決議された報酬限度額内において、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに設定するとの方針の下、取締役については取締役会の決議により決定しております。当社の役員報酬は月額報酬、役員賞与及び役員持株会積立ての3つの要素から成り立っております。社外取締役・監査役については独立した監視役としての位置づけから月額報酬のみとなっております。
(4)経営陣幹部の選解任については業績等の評価に基づき、社長が選解任案を立案し、その理由を明示して取締役会に諮り、取締役会で決議しております。
(5)今後(4)の手続きにおいて、取締役・監査役の選任理由を株主総会招集通知等に開示してまいります。

【補充原則４－１－１．経営陣に対する取締役会の委任範囲】
当社では、取締役会は法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規定に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけています。
そのような取締役会の位置付けの中で、業務執行機関として経営会議等の会議を設け、経営陣による重要課題の審議の充実をはかっています。また、コーポレートガバナンス委員会など組織横断的な各種会議を設け、重要課題に対して経営陣が様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に努めています。
以上のように、取締役は経営方針の策定と、それに基づく業務執行の監督を主務として明確に位置付け、執行役員等経営陣が取締役会の委任の下に業務執行の役割を担い、機動的な意思決定を行っています。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社はコーポレートガバナンス体制の強化に向けて、第84回定時株主総会において独立社外取締役を1名選任しました。第85回定時株主総会を目途に、独立社外取締役の複数化、監査等委員会設置会社への移行などを検討してまいります。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では独立社外取締役の選任基準を「社外役員に関する独立性基準」に定め、公表しております。

【補充原則４－１１－１．取締役会全体のバランス】
当社は、上述の取締役会の位置付けに照らし、少数の取締役による取締役会における活発な議論や意見交換が行われることが適切と考えており、取締役会全体の知識・経験・能力のバランスにも配意しながら、当社の経営全体を見渡せる人材を、年齢・性別等に係らず能力に応じて取締役に登用するとの方針を採用しております。取締役候補者の指名は、取締役が指名する候補者を、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において、理由を明示して決定することとしています。

【補充原則４－１１－２．取締役・監査役の他上場会社役員兼任状況】
当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任している数は少なく、兼任している場合は毎年兼任状況を開示書類等においてもれなく開示しております。

【補充原則４－１１－３．取締役会の実効性評価】
取締役会は毎月１回以上、年間１８回程開催し、ほぼ全員が毎回出席しております。少数の取締役（５名）による取締役会において活発な議論や意見交換が行われた上で結論付けられており、取締役会として機能を果たしていると考えます。年に一回程度、取締役会の中で、１．取締役会の議論は十分なされているか、２．取締役会の監督機能は発揮されているか、などについて自己診断する場を設けてまいります。

【補充原則４－１４－２．取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では社外者を含め、取締役及び監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任しています。内部昇格による新任役員は、経営者として習熟しておくべき法的知識の理解促進を図ってまいります。社外役員については、会社の事業や機能などの理解のための事前説明等の活動を実施してまいります。また、就任後も情報交換や情報提供の場を設けてまいります。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社ではIR担当役員を選任し、IR担当部署を設置しております。株主や投資家を含むステークホルダーに対し、IR担当が経営企画・総務・経理部門等と十分事前連携し、経営・財務状況を公平かつタイムリーに開示しております。株主・投資家等から頂いた意見のうち、経営に係るものについては経理部門・IR部門が適切に判断して必要に応じて取締役会等に付議する等、フィードバックを図っております。本決算および第２四半期決算発表後は、代表取締役およびIR担当役員が出席して決算説明会を、第１・３四半期は電話会議形式の決算説明会をIR担当役員が出席して開催しています。対話に際しては、インサイダー情報の管理には社内規定に則り十分留意しながら実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	4,284,735	8.66
日本生命保険相互会社	3,762,774	7.60
マックス共栄会第一持株会	3,687,529	7.45
マックス共栄会第二持株会	2,796,156	5.65
株式会社みずほ銀行	2,344,816	4.74
株式会社群馬銀行	2,114,765	4.27
明治安田生命保険相互会社	1,588,000	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,452,000	2.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,445,000	2.92
マックス従業員持株会	1,105,520	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は監査役制度を採用しておりますが、当社の売上高や従業員数等の企業規模を考えますと、現行の監査役制度などによる企業統治形態が、スピーディーな意思決定、効果的・効率的な内部牽制の両面で、十分機能できると考えています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平田　稔	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田　稔	○	公認会計士、関東いすゞ自動車株式会社社外監査役	公認会計士として培われた知見や豊富な経験等を当社の経営に活かしていただけると考えております。 また、当社「社外役員の独立性に関する基準」に適合しており、一般株主と利益相反の生ずる可能性がないと判断し、独立役員として適任と考えます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、随時必要な情報交換・意見交換を行い、監査役監査と会計監査との間で相互に連携をとる体制を築いております。また、独立した内部監査室が、執行役員の業務全般について公正性・適法性の観点から内部監査（検査・評価・是正）を実施し、その状況は適時取締役会等に報告され、全社的な社内統制を確立し維持することとしております。さらに、内部監査室が監査役と連携しその職務を補助する体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
畠山 正誠	弁護士													
望月 眞宏	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠山 正誠	○	弁護士、日本ケミファ株式会社社外取締役	弁護士という法的知識・経験に基づき、業務執行の適法性の監査等に適任と判断しております。また、当社と顧問契約のない法律専門家であって、当社「社外役員の独立性に関する基準」に適合しており、一般株主と利益相反の生ずる可能性がないと判断し、独立役員として適任と考えます。
望月 眞宏	○	―――	他社の取締役経験者として、取締役会運営等の業務監査等に適任と判断しております。また、当社「社外役員の独立性に関する基準」に適合しており、一般株主と利益相反の生ずる可能性がないと判断し、独立役員として適任と考えます。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

社外役員の独立性に関する基準
当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外役員及び社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。
1.現在又は就任前10年間において、当社又は当社の子会社（以下「マックスグループ」という。）の業務執行取締役（注1）又は使用人となったことがないこと。また、その就任前10年内のいずれかの時においてマックスグループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者にあっては、それらの役職への就任前10年間において、マックスグループの業務執行取締役又は使用人となったことがないこと。
2.現在又は就任前5年間において、当社大株主（注2）又はその親会社若しくは重要な子会社（注3）の業務執行取締役、執行役又は重要な使用人（注4）及び監査役、会計参与又はマックスグループが大株主となっている者の業務執行取締役、執行役又は重要な使用人及び監査役、会計参与となったことがないこと。
3.現在又は就任前3事業年度において、マックスグループの主要な取引先企業（注5）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役又は重要な使用人及び監査役、会計参与となったことがないこと。
4.マックスグループから就任前3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けた団体（法人、組合等）に所属した者でないこと。
5.マックスグループから取締役・監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は重要な使用人でないこと。
6.現在又は就任前3年間において、マックスグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役又は重要な使用人及び監査役、会計参与となったことがないこと。
7.現在又は就任前3年間において、マックスグループの会計監査人である公認会計士（若しくは税理士）となったことがないこと。また、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、マックスグループから取締役・監査役報酬以外に、就任前3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を受領する者となったことがないこと。
8.現在又は就任前3年間において、マックスグループの会計監査人である監査法人（若しくは税理士法人）に所属する者となったことがないこと。また、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の団体（法人、組合等）であって、マックスグループを主要な取引先とする団体に所属する者となったことがないこと。
9.マックスグループの取締役若しくは重要な使用人の配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族でないこと。

（注1）会社法363条1項各号所掲の取締役及び当該会社の業務を執行したその他の取締役をいう。
（注2）「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を保有している者をいう。
（注3）「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告、又はその他の公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいう。
（注4）「重要な使用人」とは、部長以上の使用人をいう。
（注5）「主要な取引先企業」とは、マックスグループとの取引において、支払額又は受領額が、マックスグループ又は取引先の連結売上高等の相当部分を占めている企業や、事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている企業をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

経営基本姿勢に定める「成果配分の経営に徹する。」に基づいて、営業利益の増減に連動した賞与制度を採用しています。
取締役報酬の一部を役員持株会の拠出に充当しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における役員報酬等は以下のとおりです。

・取締役9名、報酬等の総額130百万円

（基本報酬63百万円、賞与29百万円、退職慰労引当金37百万円）
・監査役（社外監査役を除く）2名、報酬等の総額36百万円
（基本報酬22百万円、賞与10百万円、退職慰労引当金3百万円）
・社外監査役2名、報酬等の総額11百万円
（基本報酬7百万円、賞与3百万円、退職慰労引当金0百万円）

（注）上記のほかに、使用人兼務取締役6名に対し、使用人給与等123百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第60回定時株主総会で決議された報酬限度額内において、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに設定しております。当社の役員賞与は、社内規定に基づき計算され株主総会で決議された範囲で支給されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

独立した内部監査室が、執行役員の業務全般について公正性・適法性の観点から内部監査（検査・評価・是正）を実施し、その状況は適時取締役会等に報告され、全社的な社内統制を確立し維持することとしております。また、内部監査室が、社外取締役及び監査役と連携しその職務を補助する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1）当社は執行役員制度を採用し、執行役員が業務を執行することとし、取締役は経営の意思決定に専念できるようにしております。月1回以上取締役会を開催し、職務執行状況の報告、決裁事項の審議・決裁を行っています。
2）社外監査役を含む監査役は取締役会に出席し、取締役から直接業務報告を受けるほか、事業会議、コーポレートガバナンス委員会等、社内の重要な会議に出席し、業務執行の報告を受け、業務の公正性・適法性を実地確認しています。
3）独立した内部監査室を設置し、社内の業務が社会法規及び社内マニュアルに則って行われていることを検査・評価・是正する体制としています。また、社外取締役及び監査役会と連携しその職務を補助する体制としております。
4）全監査役は、必要に応じて取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求めることができます。また、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。
以上の体制は、当社における「ガラス張りの経営」の企業風土と相俟って、迅速かつ適切な意思決定及び監査役の機能の強化に資するものであり、当社の売上高や従業員数などの企業規模などを勘案して適切と考えています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の職務執行については、社外監査役を含む監査役が、毎月の取締役会等の重要な会議に出席し、公正性・適法性の観点から監督・管理しております。
当社における「ガラス張りの経営」の企業風土や、当社の売上高や従業員数などの企業規模なども勘案し、適切な意思決定ができると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の22日前に発送

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、中間決算発表時に、代表取締役社長が説明	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報等の適時開示資料を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR・広報室を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営基本姿勢のひとつとして「成果配分の経営に徹する。」を掲げ、従業員については業績に連動した成果配分賞与制度を採用しています。 配当政策については、平成3年から具体的な数値基準を開示しており、平成18年3月期からは、「連結決算を基準に、配当性向40%を下限とし、純資産配当率2.5%を目標」としています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営基本姿勢のひとつとして「ガラス張りの経営に徹する。」を掲げ、従業員に対しては月次経理報告書の開示、また、従業員・外注取引先には、決算・四半期決算の都度、経営の状況について広く情報の開示を徹底しています。株主については、当社ホームページを通じて、広く情報の開示を徹底しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を、以下の通り決定しております。

(1) 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること、および会社の業務並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制
マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックス行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を行っています。
あわせて、内部通報窓口（マックスヘルプライン）を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。
反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、取引先と覚書を締結するなど、反社会的勢力との関係を遮断する体制としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会事務局において、株主総会・取締役会・その他取締役が主催する重要な会議の議事録を作成し、随時、取締役及び監査役の閲覧に供しています。
これらの書類は、文書保存年限規程に基づき、適切に保存・管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「経営関連会議規程」を定め、定期的に開催される「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、全社のリスクを抽出、把握、対応する体制を取っております。また内部監査部門が、監査の中で各部門の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会に報告し、コーポレートガバナンス委員会でのリスク管理状況は取締役会に報告され、各部門のリスク管理についての改善・進捗が全社的に図られる体制を取っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社是、経営基本姿勢に基づいた経営方針を作成し、その経営方針に基づいた中期経営計画、中期経営計画をより具体的な形とした年度事業計画を取締役会の承認を得て定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。
また、取締役会のほか、社内の重要会議として定期的に経営会議、事業会議、事業戦略会議を開催し、意思決定の迅速化及び職務執行の効率化のための全社的な情報の共有化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(5)-イ) 当社の子会社の取締役等の職務に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
当社が定める「関係会社経営に関する基本方針」において、子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。その報告を基に各子会社を所管する部門が各々の子会社の状況を把握し、事業会議、取締役会において子会社の業績、財務状況の報告を定期的に行っております。

(5)-ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として、コーポレートガバナンス委員会を設置し、子会社を含めたグループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議する体制としております。
内部監査部門が子会社監査の中で、各子会社の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会、取締役会に報告し、各子会社のリスク管理についての改善進捗を全社的に図られる体制としております。

(5)-ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、その中期経営計画を具体化するために、毎事業年度ごとのグループ全体の短期事業計画を定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。
また、各子会社を所管する部門と子会社の間で定期的に会議を行い、情報の共有化及び職務執行の効率性を確保する体制としております。

(5)-ニ) 当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックス行動規範」を定めて遵守を求めています。
また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を実施しております。、
あわせて、内部通報窓口（マックスヘルプライン）を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性の確保について
監査役は、社内の重要な会議に出席するなど、監査役の業務執行の中で直接、会社の公正性・適法性が確認できているため、監査役の職務を補助する従業員の恒久的な設置は求めておりません。監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、監査役の求めに応じて適切な人員を配置することとしています。また、内部監査部門が、監査役会と連携しその職務を補助する体制としております。

(7)-イ) 当社の取締役等が監査役に報告をするための体制
監査役は、取締役会、事業会議、事業戦略会議等社内の重要な会議に出席し、業務執行状況、意思決定プロセスに関して把握しております。
内部監査部門は監査結果の報告を始めとして、内部監査から得られた情報について、監査役と緊密な連携を行っております。

(7)-ロ) 当社の子会社の取締役等が会社関係者より報告を受けた事項を当社の監査役に報告をするための体制
内部監査部門が定期的に子会社監査を実施し、その結果得られた情報を監査役に報告しております。
また内部通報制度において、通報状況については内部監査部門を通じて監査役に報告される体制を取っております。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由とする不利益の扱いを禁止するとともに、内部通報規程において、公益目的で報告、または相談をした場合、報告をした者が当該報告をしたことでの不利益な取り扱いの禁止を定めております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払うこととしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、必要に応じてマックスグループの取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求めることができるとともに、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る内部統制の体制を整備し、維持・向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、取引関係を含め一切の関係を持たないこととしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年6月26日開催の第84回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続を以下のとおり決定しております。

（1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。
当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の決定の方針を支配する者として不適切であると考えます。
（2）本プランの概要
本プランは、大規模買付行為が行われる場合には、上記（1）に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、大規模買付ルール（a. 大規模買付者から事前に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のため必要かつ十分な情報が提供され、それに基づき、b. 当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、c. かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始される）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。
なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成27年5月12日開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。
http://www.max-ltd.co.jp/topic_file/ir_20150512_05.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社は、当社及び当社グループに属する企業における重要事実の把握・管理について、「企業内部情報管理規定」を定め、投資者の判断に重要な影響を与える事実の把握及び適時・適切な開示の徹底を図っています。

コーポレートガバナンス模式図

